

## 会員中小企業診断士バッジデータ管理規程

第1条 会員中小企業診断士バッジデータとは、一般社団法人中小企業診断協会（以下「当協会」という。）が定めた会員中小企業診断士バッジを電子データ化したもの（以下単に「バッジデータ」という。）をいう。

2 会員中小企業診断士バッジ及びバッジデータは、別紙のとおりとする。

第2条 当協会及び当協会の会員（以下「県協会」という。）並びに県協会の会員たる中小企業診断士は、当該協会に関する業務及び中小企業診断士としての業務に関して、バッジデータを用いた表示を行うことができる。

第3条 バッジデータは、県協会を通じて、会員中小企業診断士に対して交付するものとする。

2 県協会は、必要に応じ、バッジデータの管理規程を定めるものとする。

3 データの交付を受けた会員中小企業診断士は、以下の各号に該当することとなった場合には、直ちに交付を受けたデータを廃棄するとともに、当該データを用いて表示したものの使用を止めなくてはならない。

ア. 県協会の会員でなくなったとき

イ. 中小企業診断士でなくなったとき

第4条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

附則 この規程は、令和5年3月16日から実施する。

(参考)

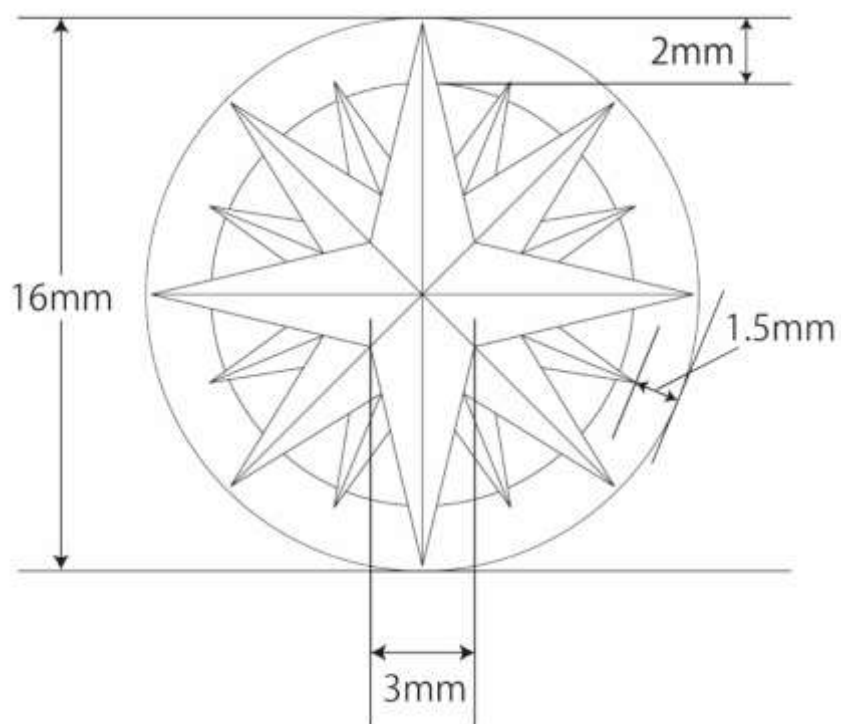
バッジデータで表示されるものは、当協会が商標登録している。

当協会としては、県協会及び会員中小企業診断士に対してのみ当該表示を認めることで、これ以外の者が当該表示を用いた場合、商標法違反となる。

また、特許庁から他土業の業務に関して当該表示を用いることは認められていない。

別紙

会員中小企業診断士バッジ



会員中小企業診断士バッジデータ

カラー



モノクロ

